

平成21年度第4回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

日 時：平成21年7月29日（水）

13：30～15：20

場 所：岐阜県庁舎 9階9北-2会議室

開会の挨拶（事務局）

議事

1 議事概要書署名委員の指名

委員長から署名委員として大野委員、川島委員、三島委員を指名。

2 事業再評価実施個所の詳細説明及び審議について

農業農村整備事業〔事業主体：岐阜県〕

・審議事業：経営体育成基盤整備事業【道下】

・説明者：農地整備課 川出課長

【審議内容】

Q. 農道の下に施工されているパイプライン等の構造物の個所で工事後、年数が経過すると道路が沈下し構造物との間に段差ができている個所が見られるが、何か対策を行っているのか。

A. 道路を交差する横断工等の構造物には、地盤が悪い場合、沈下による破損を防ぐため杭基礎を施工するなどしていますが、前後の道路には沈下を防ぐような対策はしていないため、段差が生じる場合があります。

【意見】

・色々な観点から事業に満足していただけるよう、施工後に発生する問題点などにも配慮していただき、来年度の事業完了に向けて進めていただきたい。

農業農村整備事業〔事業主体：岐阜県〕

・審議事業：県営基幹農道整備事業【古川南部】

・説明者：農地整備課 川出課長

【審議内容】

Q. 前回再評価した時の費用対効果に対し今回の再評価で投資的效果率が下がった要因は何か。

A. 前回の再評価時と比較しますと、事業費についてコスト縮減に努力しましたが工事中の予期せぬ要因による工事費の増額もあり、大きな増減はありません。それに対し効果額は作付面積や牛の数が減ったことが要因で減少しました。このことから、投資的效果率が下がっております。

Q. 作付面積や牛の数が減少している状況の中で、平成10年から平成20年までの10年間で認定農業者が倍近く増加していますが、他所から営農者が入ってきたなど、増加した理由を説明してください。

また、認定農業者とは専業農家のことですか。

A. 受益地内での認定農業者が増加しております。基盤整備により熱心に農業に取り組む農業者が増えたことが要因であります。

認定農業者とは、自らが法律に基づいた計画を立て市町村長に認定された場合、認定農業者となります。

【意見】

認定農業者の増加からも、当地区での農業の活性化がうかがうことができる。引き続き平成24年の事業完了に向けて進めていただきたい。

農業農村整備事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：県営基幹農道整備事業【下呂中央】
- ・説明者：農地整備課 川出課長

【審議内容】

Q. 農道と言うより生活道に近いのでは。

A. 山の中を通過するため農道のイメージが沸きにくいですが、起終点には農地が多く広がっており、それぞれで生産された農作物、加工品の運搬に利用されます。また、近接地で一部供用開始した農道については、交通量も多いことから当農道との連続性が図られ農村の生活環境の向上にも繋がると考えています。

Q. 事業の進捗率が遅れている原因は何か。また、完成年度までに完了できるのか。

A. 1期地区の起点部において用地取得に時間を要したことと、地質が悪く地質調査に時間を要したことが遅れた原因であります。また、完成年度までには完了は出来ると考えています。

Q. 幅員7mの農道は広いと思われる。また、農道脇に商業施設が建設されていた箇所を目にしたことがあるが、後々、観光なり商業施設が広がることも考えられるが地元や農家の方の意見はどうか。

A. 幅員については、交通量で決定しています。

当地域には特産物加工施設や観光農園があり、単なる農道の位置付けではなく、地域の活性化や都市との交流という面も重要に考えています。また、地元からも広い道路がほしいという要望を伺っています。

Q. 国の補助率はどれだけですか。

A. 50%です。

【意見】

農山村地域を便利な環境に整備することが、農林業を活性化させる基本だと思います。

事業の意義を地域全体、又は地域以外の方に広く理解いただけるよう努力していただき、早期の事業完了を進めていただきたい。

林道事業〔事業主体：岐阜県〕

- ・審議事業：森林居住環境整備事業
- ・説明者：森林整備課 服部課長

【審議内容】

Q. 近接地に旧緑資源が開設した林道があるが、この林道も必要なのか。

A. 公的機関が整備した森林を手入れするための林道であり、旧緑資源の林道とは路線の計画が違います。

Q. 全体で13kmの延長がありますが、途中で休憩できるような施設はあるのか。通行中にトラブルなど発生した場合SOSをどうするのか。

一般の方等が万が一事故に遭われたがSOSが出せないでは困るので、地元の方、作業される方しか通行できないという意思表示が必要ではないかと感じた。

A. 途中で休憩施設となるような施設はありません。一般の方の通行に関しては解りかねるが、山で専門家が作業する場合は、携帯電話の電波エリアを確認した上で作業を行っています。

Q. コスト縮減の取り組みで道路幅員を見直したという説明があったが、集落までは5 m、集落から奥について4 mで見直したとの理解で良いか。

A. はい。

Q. 集落に近いところは一般の方の安全な通行のため、広い幅員が必要であり、逆にトラックしか走行しないような山奥は幅員を見直しており、コスト縮減や事業期間も短縮できるので、早期完成に向けて取り組みをお願いしたい。

A. わかりました。

【意見】

木材生産の効果に限らず、他の効果についても地域や地域以外の方に理解していただけるよう積極的な説明に努めていただくとともに、事業の早期完成に努力していただきたい。

林道事業 [事業主体：郡上市]

- ・ 審議事業：森林環境保全整備事業
- ・ 説明者：郡上市 建設工務課 武藤課長

【審議内容】

Q. この地域で山に関連した仕事をされている人は何人くらいいるのか。

A. 直接受益者（土地所有者）としては48人です。この山で作業に従事されている人数については受益者が森林組合等に委託されており把握しておりません。

Q. 受益者負担はあるのか。

A. 当林道については受益者のみでなく、受益者以外の方の利用もできる林道として位置付けているため、受益者からの負担はいただいておりません。

Q. 路面の舗装はするのか。

A. 舗装予定はありません。

Q. 受益者と事業費の関係から考えると事業の妥当性が解り難いので、森林の効用、整備の必要性を広く一般の方に理解いただけるような説明が必要である。

A. 山へ入る人が少なくなっており、良い山を作るには適切な森林管理が必要であり、その為の林道が必要です。市としても、とにかく山に入って管理していただくため、受益者や森林組合等と調整しており、林道についても補助していくということで進めている。

【意見】

森林の効用を広く一般の方に理解していただけるよう、積極的に説明に努めていただきたい。

道路事業 [事業主体：岐阜県]

- ・ 審議事業：道路改良事業
- ・ 説明者：道路建設課 高木課長

【審議内容】

Q. 旧道との取り付けについて、安全対策に配慮していただきたい。

A. 供用開始する前に安全対策として必要と考えられる範囲のことはさせていただきます。その後、色々な状況変化の中で対策が必要であるということであれば交通安全対策協議会の中で協議していくことになるかと考えています。

Q. 旧道については、林道等の活用は考えているのか。農林業としての活用があるのであれば、そちらの方でも便益がでてくるのでは。

A. 林道等の活用については決まってはいませんが、旧道は市町村道になる予定であり、今後の活用については市町村で考えていただくこととなります。また、今回は費用便益分析の算出で農林業としての効果については考慮していません。

【意見】

コスト縮減について十分検討していただいているが、より一層努力していただきたい。

3 審議結果のとりまとめ

本日審議した6件については、事業主体の対応方針の案を了承する。

なお、公共事業の整備効果について広く一般の方に、より積極的に説明していただくよう努めていただきたい。

【農業農村整備事業】

経営体育成基盤整備事業【道下】

県営基幹農道整備事業【古川南部】

県営基幹農道整備事業【下呂中央】

継 続
継 続
継 続

【林道事業】

森林居住環境整備事業【三倉～上ヶ流】

森林環境保全整備事業【鎌辺～明山】

継 続
継 続

【道路事業】

道路改良事業【主要地方道多治見白川線】

継 続

